

新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて

平成十五年八月二十九日
農林水産大臣談話

農林水産省においては、これまで、食料・農業・農村基本法及び同基本法の理念を具
体化した農政の指針である食料・農業・農村基本計画に即した政策の推進に取り組んで
まいりました。また、この一環として、平成十四年に策定した「食」と「農」の再生
プランに基づき、食の安全・安心の確保に向け消費者に軸足を移した農政の展開や、米
政策改革の推進など、各般の農政改革を進めてきたところであります。

こうした中で、基本計画については、基本法において、食料・農業・農村をめぐる情
勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに見直すこととされ
ているところであり、現在の基本計画が平成十二年に閣議決定されたものであること
に鑑み、このたび、平成十七年を目途に新たな基本計画を策定すべく、見直し作業を
開始することといたしました。

この見直しに当たっては、農業構造のさらなる改革、食料の安定供給の確保、環境

保全を重視した農政の実現等の視点に立って、基本計画自体及びそれに基づき実施されている各般の施策について、徹底的な検証と見直しを行っていく所存であります。

特に、現行基本計画決定以降大きく顕在化した「食」の安全・安心の問題については、本年六月に制定した「食の安全・安心のための政策大綱」に従って現在取組を進めているところでありますが、消費者の支持があつてこそ我が国の農業の持続的発展が可能となるとの考えを更に根本に据え、消費者の視点に立って施策の強化を検討してまいります。

また、この際、私としては、今般の見直し作業の一環として、現行基本計画決定時からの課題である

(一) 品目別の価格・経営安定政策から、諸外国の直接支払いも視野に入れた、地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行

(二) 望ましい農業構造・土地利用を実現するための担い手・農地制度の改革

(三) 環境保全を重視した施策の一層の推進と、食料安全保障や多面的機能発揮のために不可欠な農地・水等の地域資源の保全のための政策の確立

について本格的な検討に取り組むよう省内に指示したところであります。

今後、省内での検討作業を経た上で、食料・農業・農村政策審議会をはじめ国民に開かれた透明性のある議論を行い、新たな基本計画に結実させるとともに、具体的な施策の改革を実行してまいります。私としては、食の安全・安心を支える担い手・農地・水の確保と美しい環境の保全を可能とする農政の確立に万全を期すことにより、消費者

- ・国民の期待に応える我が国農業・農村の実現に向けて、全力を尽くす決意であります。